



I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

現在、日本では、二人に一人ががんに罹患し、三人に一人ががんで亡くなるといわれ、県内においても、毎年、12,000人を超える方が新たにがんに罹患し、5,500人を超える方ががんで亡くなっている状況にあります。

県では、平成25（2013）年3月に「栃木県がん対策推進計画（2期計画）」（以下「前計画」といいます。）を策定し、これまで、がんの予防及び早期発見の推進、がん医療の提供体制の整備等の施策に取り組んできたところです。

こうした取組等により、がんは、年齢調整死亡率¹が低下するとともに、5年相対生存率²が6割を超えるようになってきており、通院によりがんの治療を受けながら日常生活を送る方が増えてきています。

その一方で、今後、高齢化の進展等に伴い、がん患者の増加が予想される中、がん患者（がん経験者を含みます。以下同じです。）及びその家族（以下「がん患者等」といいます。）が安心して暮らすことができるよう、がん患者等が抱える様々な苦痛や不安の軽減、がん患者等における仕事と治療等との両立の支援、ライフステージに応じたがん対策等の取組の更なる充実が求められています。平成28（2016）年12月には「がん対策基本法」が改正され、がん患者等が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備、関連施策との有機的な連携等が基本理念に新たに盛り込まれたところです。

こうしたことを踏まえ、県では、関係者の相互の密接な連携の下、「県民一人一人ががんを知り、がんと共に生きる地域社会」を構築するため、「栃木県がん対策推進条例」の趣旨を踏まえつつ、「栃木県がん対策推進計画（3期計画）」を新たに策定し、県内におけるがん対策の更なる充実を図ることとします。

2 計画の位置付け

がん対策基本法第12条第1項の規定による法定計画であり、国の「第3期がん対策推進基本計画」を基本とし、「栃木県保健医療計画（7期計画）」、「とちぎ健康21プラン（2期計画）」、「栃木県肝炎対策推進計画（2期計画）」等の関連施策との整合性を図りつつ、栃木県のがん対策の基本的な方向性を定めるものです。

3 計画期間

平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間

¹ がんは高齢になるほど亡くなる人が多くなることから、年齢構成が異なる地域間で比較したり、経年の変化を確認したりするため、基準となる年齢構成に合わせて算出したがんの死亡率をいいます。

² がんに罹患してから5年後に生存している人の割合であって、がん以外の原因による死亡を調整して算出したものをいいます。